

地域包括支援センターの事業評価の全国統一指標の活用について

介護保険法の一部改正（平成 29 年法律第 52 号）で、地域包括支援センターの事業評価の実施が義務化されました。この一部改正の際に、国において全国で統一して用いる評価指標を策定しており、平成 30 年度以降、事業評価を実施して国に報告を行っています。

長野市では、事業評価が義務化される前から、独自の指標で包括センター（直営・委託）に対して自己評価を実施しており、毎年の運営協議会において独自指標による結果を報告しています。

現在、年度当初に委託包括センターに対し複数の事業評価（自己評価）を実施していることから、委託包括センターの事務負担軽減を図るため、令和 3 年度以降、全国一律指標を活用し、事業評価の実施をしたいと考えております。

| | メリット | デメリット |
|-------------------|--|---|
| 全国一律指標を活用する際の検討事項 | ①同様の調査に回答する委託包括センターの負担軽減につながる ②制度改正などにより、評価指標を変更する必要がある場合、市町村独自で検討が不要 | ①「はい」、「いいえ」の項目が主であり、質的な評価が困難 ②今まで実施した指標との経年比較ができない |

デメリット①については、全国一律指標で事業評価を実施する際に、独自に設問を追加して対応することが可能です。

デメリット②については、令和 2 年 7 月の運営協議会において、過去 3 年間の結果を比較しており、得点の傾向に大きな変化はみられていませんでした。また、自己評価結果を通じて、包括センターの機能強化に関する検討を実施しており、独自の指標による評価で、一定の方向性を出せたと考えています。

全国一律指標は 3 年間実施しており、必要に応じて経年結果を見ることもできるため、全国一律指標に一本化するにあたり、大きなデメリットにはならないと考えます。